

住宅困窮要件について

○第6条第4号関係

・入居希望者及び同居しようとする親族が居住可能な住宅を所有していないこと。ただし、居住の用をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ、費用が不足するため、その建替えが困難である場合や、差押、その他正当な事由による立退き要求等によりその住宅に居住し続けることができなくなった場合を除く。

・公営住宅の入居者でないこと。ただし、条例第9条第1項に掲げる各号に該当する場合は、この限りでない。

○第9条関係（「号」は唐津市市営住宅条例第9条第1項に規定するもの）

困窮要件	号	具体的内容
1. 不良住宅である	1	○住宅以外の建物（工場、倉庫、車庫等）に住んでいる。 ○住宅地区改良法による不良住宅に住んでいる。 ○衛生上有害な状態にある住宅に住んでいる。 ×雨漏りがする。
2. 狭い ※DK以外の面積	3	○居室の面積が1人当たり4畳以下（ただし、申込みしようとする住宅で当該面積が確保できない住宅には申込みできない） ○部屋が少なく、夫婦・親子以外の成人異性が同部屋に住む
3. ※家賃が高い	5	○申し込み時点で支払っている家賃が入居希望する市営住宅家賃より高いこと
4. 立退き請求を受けている	4	○借家の用途廃止や売却、道路拡張によるものなど ×家賃滞納による退去命令など自己の責めによるもの
5. 転勤、遠距離通勤	5	○現の住居から通勤時間が60分以上かかるもの
6. 世帯分離したい	2	○他の世帯や3親等以上の親族と同居して、著しく生活上の不便を受けている者（風呂や台所を使わせてもらえない、時間制限） ×親と別居したい（折り合いが悪い、公的扶助費受給のため）
7. 結婚予定	3 2	○住居に夫婦専用の部屋がない又は1人当たりの面積が4畳以下になる。 ○兄弟、姉妹がいるため、著しく生活上の不便がある。
8. その他	6	上記以外の理由で、現に住宅に困窮していることが明らかなもの

※ R4.6 改正